

第8期第25回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月27日(月) 午後2時00分から午後2時35分
2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室
3. 出席委員 ○(26名)
4. 欠席委員 △(1名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	△	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	蠣崎 梓	○	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件

第6 報告第4号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件

第7 報告第5号 農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件

第8 議案第1号 現況証明願いの発給に関する件

第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第3号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請に関する件

第11 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件

第12 議案第5号 農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんに関する件

第13 議案第6号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第14 議案第7号 むかわ町農業委員会公印規則の一部改正(案)に関する件

第15 議案第8号 むかわ町農業委員会事務局規定の一部改正(案)に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－主任 佐々木 理人

穂別支局－支局長 藤野 真稔、主査 長谷山 美香

7. 会議の概要

事務局	総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は26名です。欠席委員は、6番・柴田委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第25回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、1番・稲田春一委員と2番・清水修一委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案8件の合わせて13件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は2ページをお開き願います。 議案書2ページ3ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載しております。合計5件17筆、面積は366,506㎡です。 1番は両者の要望により解約するものです。 2番はこの後の議案第1号でご説明しますが、分筆および現況証明願書の申請に伴う解約です。 3番から5番は売買に伴い解約へ至ったものです。以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。
議案書は4ページをお開き願います。
7月につきましては、議案書に記載のとおり、10日に川西川東地区委員会を開催しており、川西地区委員会では、あっせんの申出1件について審議した結果、いずれも申出内容、譲受候補者等適当と判定し、買入協議が必要と判断したところです。
川東地区委員会では、あっせんの申出7件について審議した結果、いずれも申出内容、譲受候補者等適当と判定し、内3件については、買入協議が必要と判断したところです。
穂別地区委員会では、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権設定について1件審議した結果、適当と判断しております。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。
報告第2号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第5 報告第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件について、ご報告申し上げます。
議案書は7ページになります。
令和8年6月の農業委員会総会で承認いただきました農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、議案書7ページに記載のとおり、むかわ町の公告がされましたことを報告いたします。
なお、議案書8ページから11ページに北海道農業公社からの認可申請及び計画一覧を添付しておりますのでご確認願います。以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。
報告第3号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第6 報告第4号「農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第4号、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件について、ご報告申し上げます。

議案13ページをお開き願います。

新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。

1番、所在地は[REDACTED]、名称は[REDACTED]
[REDACTED]です。

それでは、農地所有適格法人として要件を備えているかをご報告させていただきます。

1点目に、組織形態要件です。農地所有適格法人は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかでなければなりません。組織形態は株式会社でありますので、要件を満たしております。

2点目に事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。議案の事業内容欄に1から3まで記載しておりますが、新規に設立した会社ということもあり、肉牛生産・水稻・露地野菜の複合経営とのことから、主たる事業が農業であると認められ、また、要件上、売上げの過半は農業収入であることが要件となっていることから、今後の事業の在り方と収益の上げ方については注意いただき要件を欠くことの無いように説明をしてきております。

3点目に構成員要件です。これは構成員である者のうち農業関係者だけで総議決権の過半を越えてなければなりません。総議決権数は100であり、農業関係者であると認められる構成員の議決権合計も100となるため、要件は満たしていると認められます。

4点目は、業務執行役員要件です。業務執行役員の過半に該当する者が、出資者であり、なおかつ150日以上農業に従事する者でなければなりません。構成員要件の時に説明しておりますが、業務執行社員である2名は出資者であり、かつ、2人とも年間農業従事日数を150日を越えているため、こちらも要件は満たしていると認められます。

最後に常時従事要件です。法人の農業に従事する構成員・従業員等のうち誰か一人以上の者が、年間60日以上農作業に従事することが求められる要件となります。先にもご説明させていただいておりますが、業務執行社員2人は、いずれも年間農作業従事日数が、60日を越えておりますので、要件は満たしていると認められます。

以上、[REDACTED]については、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められるところでございます。以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。
報告第4号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。

事務局

ります。

3番の申請地は、北海道農業公社の農地売買等事業を活用し売買を希望しておりますが、農地売買等事業では公簿地目と現況地目を同一にする必要があり、公簿地目変更登記をするため現況証明書発給の願出を受けたものです。現地確認結果として、議案書に記載のとおり、水田として耕作していることから田と確認をしております。

議案書18ページから20ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

23番

1番について現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、雑種地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

26番

2番について現地を確認してきましたので報告します。

事務局からの説明がありましたとおり、分筆後の宅地部分は農地として耕作しておりますので畑と判断し、ほかの申請地は長年農地として利用されておらず、宅地化状態となっておりますので宅地と判断しております。以上です。

1番

現地を確認してきましたので報告します。

3番の申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、現在、水稻作付をしておりますので、田と判断しております。以上です。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第9 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、XXXXXXXXXXが被設定人となっており、議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書22ページをお開き願います。

【議案書朗読】

1番から7番については相手方の要望により賃貸借するものです。

8番については譲渡人の要望により譲受人へ贈与するものです。

事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案書24ページから39ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認ください。以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

26番 1番から6番について現地を確認してきましたので、報告します。
いずれも[]と[]が設定人となっており、1番と2番については、[]に農地を賃貸する案件です。取得後はブロッコリーを作付けする計画となっております。

3番、4番は[]に農地を賃貸する案件ですが、同じく取得後はブロッコリーと南瓜を作付けする計画となっております。

5番、6番も[]に農地を賃貸する案件ですが、同じく取得後はブロッコリーを作付けする計画となっております。

7番は[]が[]に農地を賃貸する案件ですが、こちらも同じ様に取得後はブロッコリーを作付けする計画となっております。

それぞれこれまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

22番 8番について現地を確認してきましたので、報告します。
事務局の説明があったとおり8番は[]が[]に農地を贈与する案件ですが、取得後は南瓜を作付けする計画となっております。

これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することに、ご異議ありま

議長

せんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第10 議案第3号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請に関する件」を議題といたします。を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号、農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書は41ページです。譲渡人は北海道農業公社です。

【議案書朗読】

1番については、農業公社から賃貸借を終え、売り渡しを行うものです。

所有権の移転時期は、告示日からとなります。

なお、この計画要請の内容は、42ページに添付しております機構法第18条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。

図面につきましては、議案書43ページに添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。

次に、日程第11 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件」を議題といたします。を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書は45ページをお開き願います。

転貸者が北海道農業公社による利用権設定です。

【議案書朗読】

賃貸期間については告示日から記載のとおりとなっております。

なお、この計画要請の内容は、46ページに添付のあります機構法第18条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。

図面につきましては、47ページに添付しておりますのでご確認願います。

事務局	以上で議案第４号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしと認め、議案第４号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第１２ 議案第５号「農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第５号、農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明申し上げます。 議案書４９ページをお開き願います。 【議案書朗読】 以上、４件の実施につきまして、議案書５０ページから５３ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。以上で議案第５号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしと認め、議案第５号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議がないようですので、議案第５号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第１３ 議案第６号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第６号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書５５ページをお開き願います。

事務局

【議案書朗読】

本件につきましては、報告第2号の地区委員会の報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買等事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。

なお、56ページから63ページに町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認願います。以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。

次に、日程第14 議案第7号「むかわ町農業委員会公印規則の一部改正（案）」に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第7号、むかわ町農業委員会公印規則の一部改正（案）について、ご説明を申し上げます。

議案書は65ページをお開き願います。

このたび、組織改革による農業委員会事務局一本化に伴い公印の取扱を次のように改正します。

65ページの新旧対照表をご覧ください。

支局にあった公印を本庁に置くものとして改正するものです。66ページから67ページは改正後の全文でございます。

今後、穂別支所で使う場合は、持ち出して使用するなど柔軟に対応する予定でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、議案第7号は原案どおり決定いたします。

議 長	続いて、日程第 15 議案第 8 号「むかわ町農業委員会事務局規定の一部改正（案）に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 8 号、むかわ町農業委員会事務局規程の一部改正（案）について、ご説明を申し上げます。 議案書は 69 ページをお開き願います。 このたび、組織改革による農業委員会事務局一本化に伴い次のように改正します。 69 ページから 72 ページまでは新旧対照表です。文言の修正や条項を繰り上げたりとしています。73 ページから 78 ページは改正後の全文でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第 8 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議がないようですので、議案第 8 号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。

